

No	分類	質問内容	回答
1	対象者	非常勤・パートの場合にも対象とすることはできるか。	雇用保険適用者は対象となります。
2	対象者	管理者も対象となるか。	法人の役員は対象外です。介護職と兼務と定めていれば対象になります。
3	対象者	基準日時点で勤続年数「9年」の職員の褒賞区分について。	今年度は「5年」区分で褒賞申請可能です。 次年度は「10年」区分で褒賞申請可能です。ただし、今年度「5年」区分で申請しなかった場合、次年度に「5年」区分で申請することはできません。
4	対象者	施設長として勤務しているが、状況により入浴介助等、一部介護をすることがあるが、褒賞の対象となるか。	施設長としての役割だけでは対象にならないが、介護職と兼務と定めていれば対象になります。
5	対象期間	現在、常勤として勤務しているが、非常勤（パート）で採用していた期間及び派遣社員は通算できるか。	非常勤（パート）及び派遣社員の期間のうち、雇用保険未加入期間は対象となりません。
6	対象期間	他の法人へ出向または派遣していた期間は通算できるか。	現法人に在籍した状態で、出向先または派遣先が区内の指定障がい福祉サービス等事業所であれば通算できます。
7	対象期間	除算期間の考え方について (例) 2025/4/10～2025/6/10まで休職していた場合、除算期間は何ヶ月になるか	除算期間については、月の初日から最終日まで全て不在の月のみ1ヶ月として加算します。 したがって、(例)の場合は、4月と6月は月途中のため除算期間に含めず、5月は初日から最終日まで不在のため、除算期間に含めます。この結果、除算期間は1ヶ月となります。
8	対象期間	病休、育休、産休等により実務に従事していなかった期間の取り扱いは。	該当期間については、勤続年数から除算して期間を計算します。 除算期間の計算については、申請様式の除算期間計算シートをご活用ください。
9	対象期間	雇用保険加入→雇用保険非加入→雇用保険加入の期間がある場合、どの期間が対象となるか。	途中で雇用保険非加入期間がある場合、対象期間はリセットされます。最後に雇用保険に加入した時点からが対象期間となります。
10	対象期間	一度退職し、少しの期間空けて復職した場合、通算可能か。	少しでも期間が空いた場合には、期間は通算はできません。
11	対象期間	9月中旬など、月途中から採用された場合でも、月の初日を基準として月数の計算をしてよいか。	採用された月の初日を基準として計算してください。
12	対象期間	2か月間有給を使って休んでいた職員は除算期間に入れるか。	有給休暇は除算期間に入れません。

13	対象期間	事業所の本社はずっと足立区にある。 事業所番号の登録が足立区→草加市→足立区と一時移動した。	事業所登録が草加市に移った時に年数がリセットされます。したがって、足立区に戻ってきてからが対象期間となります。
14	勤務証明書	勤務証明書の発行が申請日までに間に合わない。 どうすればよいか。	締め切りまでに申請していただき、勤務証明書は発行され次第、別途ご提出ください。
15	勤務証明書	別の法人から証明書を取得する必要がある場合に、法人内の1事業所につき1枚作成してもらう必要があるか。	1事業所につき1枚ご作成ください。
16	勤務証明書	同一法人内で異動があり、いくつかの事業所を経験している。法人内で異動した場合でも、勤務証明書の提出は必要か。	同一法人内における異動の場合、勤務証明書の提出は不要です。 ただし、区外事業所も運営する法人の場合は、区外事業所への異動期間は対象外となりますので、ご注意ください。
17	勤務証明書	法人名が変わってしまい、事業所は廃止のため事業所番号不明の場合どうすればよいか。	現在存在している法人名で記入してください。事業所番号不明の場合は空欄で構いません。
18	勤務証明書	前事業所が倒産し、勤務証明書がもらえない場合の取り扱い。	原則的には勤務証明書が作れなければ前職の加算はできません。ただし、他の方法で証明書を代替できる場合がありますので、担当までご相談ください。